

菰野町学校給食センター整備運営事業 維持管理・運營業務委託契約書（案）

収 入
印 紙
(電子契約時は不要)

- 1 事業名 菰野町学校給食センター整備運営事業
- 2 事業場所 菰野町大字千草 5571 番ほか
- 3 履行期間 令和 10 年●月●日から令和 25 年 7 月 31 日まで
- 4 業務委託料 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
- 5 業務委託料の支払回数 6 1 回
- 6 契約保証金 円
- 7 調 停 人

上記の業務委託について、発注者と受注者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、別添の条項によって公正な委託契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。また、受注者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の業務を共同連帯して受託する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。ただし、電子契約の場合、契約内容を記録した電磁的記録を作成し、発注者及び受注者が合意の後電子署名を行い、各自その電磁的記録を保管するものとする。

[本頁 以下余白]

年 月 日

発注者 所在地 三重県三重郡菰野町大字潤田1250番地
菰野町
代表者 町長 諸岡 高幸 印

受注者 【 共同企業体
代表者 所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

構成員
所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

構成員
所在地
商号
代表者氏名 印
(電子契約時は押印不要)

[注] 構成員欄：適宜追加

第1章 総則

第1節 総則

(目的及び解釈)

第1条 本契約は、発注者及び受注者が相互に協力し、本件業務を円滑に実施するために必要な一切の事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本契約における各用語の定義は、本文中において特に明示されるものを除き、別紙1「用語の定義」において定めるところによる。

(法令遵守並びに公共性及び事業の趣旨の尊重等)

第3条 発注者及び受注者は、本件業務の遂行及び本契約の履行にあたって、本契約（頭書を含む。以下同じ。）、本契約等の各規定並びに日本国の法令（関連する法令、条例、規則等を含む。以下同じ。）を遵守するとともに、善良な管理者の注意義務をもって信義に従い誠実に遂行及び履行をしなければならない。

2 本契約の締結及びその履行に際し、発注者は、本業務が民間事業者たる受注者の創意工夫に基づき実施されることについて、受注者は、本業務が学校給食センターとしての公共性を有することについて、それぞれ十分理解し、尊重するものとする。

3 受注者は、第5条で定める本件業務を本件日程表に従って行うものとし、発注者は、本契約に基づく受注者の債務履行の対価として、第36条の定めるところにより委託料を支払うものとする。

4 発注者は、受注者に対する債権及び債務を法令の規定により対当額で相殺することができる。本契約の他のいかなる規定も、かかる発注者の相殺権の範囲、時期又は方法を制限するものではない。

5 本件業務を履行するために必要な一切の手段については、本契約等に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

(1) 書面主義：本契約に定める請求、通知、報告、催告、承諾、要請、解除及び合意は、発注者と受注者の間で別途合意されない限り、書面により行わなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情は、この限りでない。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、すみやかにこれを相手方に交付するものとする。また、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。

(2) 情報通信の技術を利用する方法：本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、インターネット等電子媒体を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は送受信内容、送受信者及び送受信時刻が記録される等、書面の交付に準ずるものでなければならない。

7 本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる言語は、日本語とする。

8 本契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

9 本契約の履行に関して発注者及び受注者の間で用いる計量単位は、本契約等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるところによるものとする。

10 本契約等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。

11 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈される。

1 2 本契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、津地方裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約上の地位の譲渡等)

第4条 受注者は、本契約上の地位又は本契約に基づく発注者に対する権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に対して譲渡し、担保に供し、又はその他の処分を行うときは、事前に発注者の承諾を得なければならない。

2 受注者は、前項に定める発注者による事前の承諾を求めるに際して、①当該承諾の対象となる処分行為について規定した契約書その他の書面の写し及び②契約上の地位若しくは債権の譲受人を提出しなければならない。

第2節 共通事項

(本件業務)

第5条 受注者は、本施設を対象とする開業準備業務、維持管理業務及び運営業務とこれらに付随又は関連する一切の業務により構成される本件業務を行う。その詳細は、別紙2「本件業務の概要」で定める。

2 本件業務は、契約関係書類に従い、受注者が適正かつ確実に実施するものとし、発注者は受注者による本件業務の適正かつ確実な実施を確保するための措置を執るものとする。

(本施設等の使用)

第6条 受注者は、履行期間中、本件業務を遂行するために必要と発注者が認める範囲において、発注者の所有する本施設を無償にて使用することができる。

2 受注者は、前項に基づき使用する本施設を、善良な管理者の注意義務をもって管理する。

(本件業務の遂行)

第7条 本件業務の遂行に必要な事項のうち、本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。

(責任と負担)

第8条 受注者は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、本件業務の遂行にかかわる一切の責任を負うものとする。

2 本件業務の遂行に関する一切の費用は、本契約等に別段の定めがある場合を除き、全て受注者が負担する。

3 本契約等に別段の定めがある場合を除き、受注者による本件業務の遂行に関する発注者による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は受注者から発注者に対する報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、受注者は本件業務の遂行に関する受注者の責任を免れない。また、発注者による承諾、確認、立会い若しくは勧告、又は受注者から発注者に対する報告、通知、相談若しくは説明があったことを理由として、発注者は何ら責任を負わず、受注者は発注者の責任を追及しない。

(保険の付保)

第9条 受注者は、自らの責任及び費用負担において、履行期間中、別紙5「付保すべき保険」に定める保険に加入しなければならない。

(公租公課の負担)

第10条 本契約に基づく本件業務の遂行に関する租税は、本契約に別段の定めがある場合を除き、全て受注者の負担とする。

2 発注者は、本契約等に別段の定めがある場合及び受注者に対する委託料に係る消費税及び地方消費税の額を除き、一切租税を負担しない。

(業務責任者)

第11条 受注者は、開業準備業務の実施にあたり、運営業務総括責任者を開業準備業務責任者として選任し、開業準備業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。開業準備業務責任者を変更したときも、同様とする。

2 受注者は、維持管理業務全般を掌理し、業務従事者の指揮監督を行い、かつ、運営業務総括責任者と連携して維持管理・運営業務全体の情報共有・連絡調整を行う維持管理業務責任者を、維持管理業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。維持管理業務責任者を変更したときも、同様とする。

3 受注者は、調理設備等保守管理業務従事者の指揮監督を行い、かつ、維持管理業務総括責任者と連携して維持管理業務全体の情報共有・連絡調整を行う調理設備等保守管理業務責任者を、調理設備等保守管理業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。維持管理業務責任者を変更したときも、同様とする。

4 受注者は、本施設にボイラーを設置する場合は、ボイラーの運転監視を行うボイラー管理責任者を、維持管理業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。ボイラー管理責任者を変更したときも、同様とする。

5 運営業務について要求水準書 第5章1(5)①記載の各責任者を、運営業務の開始準備に十分な期間をとって業務開始前に定め、その者の氏名その他発注者が指示する事項を発注者に通知しなければならない。当該責任者を変更したときも、同様とする。なお、当該責任者の選任の要件は本契約等の規定に従う。

6 発注者は、前5項に基づき配置又は変更された各責任者が、本契約等に定める基準に合致していない等業務の遂行に著しく不相当と合理的に認められる場合には、30日以上猶予期間を設けて、当該者を変更するよう受注者に求めることができる。受注者は、発注者の要求に速やかに応じなければならない。

(本契約等の書類間の適用順位)

第12条 本契約等の記載に齟齬がある場合には、本契約、基本協定書、実施要領等に対する質問及び回答書、要求水準書、実施要領、提案書類（ただし、提案書類の内容が、実施要領等に対する質問及び回答書、実施要領及び要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して提案書類はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。

(契約の保証等)

第13条 受注者は、本施設を使用した開業準備業務開始日までに、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

- (2) 契約保証金に代わる担保となる発注者が認める有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は発注者が確実に認める金融機関の保証
 - (4) 本契約による債務の不履行により生ずる損害を填補する履行保証保険契約の締結
- 2 受注者は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、発注者が認めた措置を講ずることができる。この場合において、受注者は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、別紙4-1「委託料の基本的な考え方」に定める年間の維持管理・運営費（ただし、維持管理・運営初年度は開業準備費及び維持管理・運営初年度の維持管理・運営費の合計額）に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、受注者が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 5 開業準備業務費または年間の維持管理・運営費の変更があった場合には、保証の額が変更後の委託料を基準に第3項に基づき算出する金額に達するまで、発注者は、保証の額の増額を請求することができ、受注者は、保証の額の減額を請求することができる。
- 6 契約保証金は、これを損害補償額の予定と解してはならない。
- 7 受注者は、共同企業体の構成員たる運営業務の担当企業に関して不測の事態が発生し、運営業務を遂行することが困難になった場合の保証のため、当該企業に代替して運営業務を継続する企業をあらかじめ選定し、これを発注者に届け出るものとする。

(許認可、届出等)

- 第14条 本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の許認可は、本契約等において別段の定めがある場合を除き、受注者がその責任と費用負担において申請、取得及び維持し、また、本契約に基づき本件業務を遂行するために法令上必要な一切の届出についても、受注者がその責任と費用負担において作成し、提出する。
- 2 受注者は、前項の許認可の申請又は届出に際して、発注者に対し書面による事前説明を行い、また、かかる許認可の取得又は届出の完了後速やかに、有効に維持していることを証する書面の写しを発注者に提出し事後の報告を行う。
- 3 発注者は、受注者から協力の要請がある場合は、遅滞なく第1項に定める受注者による許認可の申請、取得、維持及び届出に必要な資料の提供その他の協力をする。
- 4 受注者は、発注者から要請がある場合は、遅滞なく発注者による許認可の申請、取得及び維持又は届出に必要な資料の提供その他、本事業に関連し、又は付随する発注者の行為について合理的な範囲で協力をする。
- 5 受注者は、次項に定める場合を除き、第1項に定める許認可取得又は届出の遅延により本件業務を遂行するための費用が増加し又は損害が生じた場合、当該増加費用又は損害を負担する。
- 6 発注者は、発注者が申請、取得及び維持すべき許認可又は発注者が行うべき届出の遅延に起因して受注者に生じた合理的な範囲の増加費用又は損害を負担する。

(一括再委託等の禁止)

- 第15条 受注者は、本件業務の全部又はその主たる部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ発注者の承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 発注者は、受注者に対して、業務の一部を委任し、又は請け負わせた者の商号又は名称その他必要な事項の通知を請求することができる。
- 3 受注者は、第1項ただし書きの規定により業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせた場合、再委託先又は下請負人に対し、受注者と同様の義務を負わせ、その遵守を監督するとともに、発注者に対し、再委託先又は下請負人の受任若しくは請負に基づく行為全般について責任を負うものとする。

(緊急時の対応)

第16条 受注者は、履行期間中、本件業務に関連して事故その他緊急の対応が必要となる事態が発生した場合、直ちに必要な措置を講じるとともに、発注者に報告する。また、受注者が、本件業務の遂行に際し第三者に損害を及ぼした場合、本件業務の全部又は一部を本契約に従って遂行できなくなった場合及びこの事態が発生するおそれがあると合理的に認められる場合には、その内容の詳細及び対応方針を直ちに発注者に報告する。

- 2 発注者は、前項により受注者から報告を受けた場合には、速やかに調査を行い、前項の損害等の状況を確認し、その調査結果を受注者に対して通知する。
- 3 発注者は、発注者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は本契約で別途発注者が負担する旨定める場合を除き、第1の本件業務の実施による委託料の増額は行わない。なお、不可抗力又は法令変更に基づく場合の増加費用及び損害の最終的な負担については、第6章の規定に従う。

(関連業務の調整)

第17条 発注者は、受注者が行う本件業務と発注者の発注に係る第三者が行う他の業務とが業務上密接に関連する場合において、必要があるときは、その業務につき、調整を行うものとする。この場合においては、受注者は、発注者の調整に従い、第三者の行う業務の円滑な遂行に協力しなければならない。

第3節 業務水準の変更等

(必要的協議)

第18条 受注者は、本件業務を遂行するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- (1) 実施要領等の内容が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。
 - (2) 実施要領等に誤謬又は脱漏があること。
 - (3) 実施要領等の表示が明確でないこと。
 - (4) 履行上の制約等要求水準書等に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - (5) 実施要領等に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、実施要領等の変更案の内容を受注者に通知して、実施要領等の変更の協議を請求しなければならない。この場合の協議については、第20条を準用する。

(実施要領等の充足)

第19条 提案書類について、実施要領、要求水準書及び実施要領等に対する質問及び回答書（以下本条において「要求水準書等」という。）を満たしていない部分（以下「未充足部分」という。）のあることが判明した場合、受注者は、自己の責任及び費用負担において、本件業務の遂行に悪影響

が生じない措置を講じて、未充足部分につき実施要領等を充足するために必要な業務遂行方法の変更その他の措置を講じなければならない。なお、受注者は、本事業の優先交渉権者として選定されたことは、発注者により未充足部分の不存在が確認されたものではないことを了解する。

(発注者による実施要領等の変更協議)

第20条 発注者は、技術革新等により実施要領等の変更又は新たな業務遂行方法の採用及びこれに伴う委託料の減額が可能であると認める場合の他、合理的に必要ながあると認められるときは、実施要領等の変更案の内容及び変更の理由を受注者に通知して、実施要領等の変更の協議を請求することができる。

2 受注者は、前項の通知を受けたときは、通知を受領した日から14日以内に、発注者に対して次に掲げる事項を通知し、発注者と協議を行うものとする。なお、当該検討に要した費用は合理的な範囲で発注者が負担する。

(1) 実施要領等の変更に対する意見(必要な措置等)

(2) 実施要領等の変更に伴う委託料の変更の有無

3 受注者は、前項の実施要領等の変更に伴う措置を検討するにあたって、委託料の増加が必要であることが予想される場合は、この委託料の増加が合理的な範囲に納まるように誠意を持って回答しなければならない。

4 発注者は、前2項の受注者による検討及び発注者と受注者との協議の結果を踏まえ、実施要領等の変更の要否、合理的な委託料の変更、新たな業務遂行方法の採用の可否・内容等について決定する。当該協議は関係者協議会の規定に従う。

5 発注者は、前項の決定内容と理由を示して、業務仕様書等の変更を求める旨を受注者に通知し、受注者は、この通知を受けてから遅滞なく、変更後の業務仕様書等を発注者に提出し、発注者の承認を受けなければならない。

6 前2項に基づき実施要領等又は業務仕様書等が変更された場合で、当該変更により本契約に基づく受注者の業務の範囲が減少したときは、発注者は当該減少に応じて委託料を減額することができる。当該変更により受注者に増加費用又は損害が発生したときは、発注者が合理的な範囲で当該増加費用又は当該損害を負担する。ただし、当該変更が受注者の責めに帰すべき事由による場合、当該変更により受注者に発生した増加費用又は損害は受注者が負担し、当該変更が法令変更又は不可抗力による場合、当該変更により受注者に発生した増加費用又は損害の負担は、第51条又は第55条の規定に従う。なお、第18条第1項各号に該当する事実が本契約の締結前から存する事実である場合は、発注者が合理的な範囲で当該変更により受注者に発生した増加費用又は損害を負担する。

(受注者からの実施要領等の変更請求)

第21条 受注者は、合理的に必要ながあると認められるときは、次に掲げる事項を発注者に通知して、要実施要領等の変更の協議を請求することができる。

(1) 実施要領等の変更の内容

(2) 実施要領等の変更の理由

(3) 受注者が求める実施要領等の変更に伴う業務日程の変更の有無

(4) 受注者が求める実施要領等の変更に伴う委託料の変更の有無

(5) 受注者が求める実施要領等の変更に伴い業務仕様書等の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要

2 発注者は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、受注者に対して実施要領等の変更に対する意見を通知し、受注者と協議を行わなければならない。

3 前条第3項から第6項の規定は、本条の場合に準用する。

第4節 報告書等

(報告書、成果品等)

第22条 受注者は、履行期間中、本契約等に従い発注者と受注者が別途協議により定める様式、時期及び方法に従い、それぞれ要求水準書に定める開業準備業務、維持管理業務及び運營業務報告書、計画書、成果品等を作成し、発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

2 発注者は、受注者に対し、前項で提出された報告書、計画書、成果品等について、必要に応じて説明を求めることができ、さらに本契約等と矛盾する場合は変更を求めることができる。受注者は、発注者のこれらの要求に速やかに応じなければならない。

第2章 開業準備業務

(開業準備業務)

第23条 受注者は、開業準備期間中に、維持管理・運營業務の遂行に必要な研修及び訓練を業務従事者に対し実施し、本契約等、第26条で定める業務仕様書等及び本件日程表に従って維持管理・運營業務を遂行することが可能な業務体制を整えることを目的として、開業準備業務を行う。

2 受注者は、開業準備業務の開始2か月前までに、開業準備業務計画書を作成した上、発注者に提出して発注者の承諾を得なければならない。

(業務体制等の確認)

第24条 受注者は、本施設を使用した開業準備業務を開始するまでに、維持管理・運營業務のための体制、業務仕様書等が整備され、本契約等を満たすことができることを確認した場合は発注者に報告する。

2 発注者は、前項の報告を受けた後速やかに当該業務体制の確認を行う。

3 発注者による前項の確認の結果、維持管理・運營業務の業務体制が、本契約等及び業務仕様書等の内容を満たしていないと判断された場合には、発注者はその旨を受注者に通知する。かかる通知を受けた場合、受注者は、直ちに業務体制を修正した上で、再度、発注者の確認を受けなければならない。

4 前項の修正により増加費用が生じた場合には、受注者がこれを負担する。

(業務従事者名簿の提出等)

第25条 受注者は、維持管理・運営開始予定日の2か月前までに、維持管理・運營業務に従事する者(以下併せて「業務従事者」という。)の名簿(以下「業務従事者名簿」という。)を発注者に提出する。

2 発注者は、業務従事者名簿に記載された責任者等の中にその業務を行うのに不相当と合理的に認められる者がいると認めたときは、その事由を明記して、受注者に対してその交代を求めることができ、受注者はこれに従わなければならない。

3 受注者は、業務従事者に変更又は異動がある場合、維持管理業務責任者及び各運營業務責任者については変更・異動の7日前までに、その他の者については変更・異動後速やかに氏名、連絡先及び所属企業を発注者へ報告しなければならない。

(業務仕様書等)

第26条 受注者は、開業準備業務の開始3か月前までに運營業務仕様書及び運營業務マニュアルを、開始の1か月前までに維持管理業務仕様書を作成して発注者に提出し、確認を受けなければならない。

2 発注者は、前項に従って提出された業務仕様書等が、本契約等の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、受注者に修正を求めることができる。発注者から修正を求められた受注者は、自己の責任と費用負担において、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の業務仕様書等を発注者に提出しなければならない。

3 業務仕様書等は、発注者が前項の承諾を行った後においては、発注者と受注者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

(業務計画書)

第27条 受注者は、開業準備業務の開始2か月前までに要求水準書に規定される開業準備業務計画書、維持管理業務長期計画書及び運營業務長期計画書（以下、総称して「業務計画書」という。）を作成して発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

2 受注者は、開業準備業務の開始1か月前までに要求水準書に規定される長期修繕計画書を作成して発注者に提出し、承諾を受けなければならない。

3 発注者は、前2項に従って提出された各計画書が、本契約等の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、受注者に修正を求めることができる。発注者から修正を求められた受注者は、自己の責任と費用負担において、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の各計画書を発注者に提出しなければならない。

4 第1項及び第2項の各計画書は、発注者が前項の承諾を行った後においては、発注者と受注者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

第3章 維持管理・運營業務

第1節 共通事項

(維持管理・運營業務)

第28条 受注者は、本契約等、業務計画書、業務仕様書等及び本件日程表に従って維持管理・運營業務を遂行する。

2 受注者は、維持管理・運營業務を維持管理・運営開始予定日から直ちに開始することができないと見込まれる場合には、当該事情が判明次第、直ちにその旨及びその理由を発注者に報告するとともに、その後5日以内に、当該遅延に対する対応計画（速やかな業務の開始に向けての対策及び新たな日程の見直しを含む。）を書面にて発注者に提出しなければならない。維持管理・運營業務の開始が本件日程表記載の予定日より遅延した場合等維持管理・運營業務について、受注者に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合における措置は、本契約で別段の定めがない限り、次の各号の通りとする。

(1) 発注者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運營業務について増加費用及び損害が発生した場合には、発注者が当該増加費用及び損害（逸失利益を除く。）を負担する。

(2) 受注者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運營業務について増加費用及び損害（発注者に生じた損害を含む）が発生した場合には、受注者が当該増加費用及び損害を負担する。

(3) 法令の変更又は不可抗力により、維持管理・運營業務について増加費用又は損害が発生した場合には、第51条又は第55条の規定に従う。

3 受注者は、業務仕様書等に従ったことのみをもって、維持管理・運營業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

(年間計画書)

第29条 受注者は、維持管理・運営期間中において、維持管理・運営業務に関する年間計画書（維持管理業務年間計画書及び運営業務年間計画書をいう。以下同様とする。）を事業年度毎に作成し、毎年度1月末（維持管理・運営初年度は開業準備業務の開始2か月前）までに発注者に提出し、発注者の承諾を受けなければならない。

2 発注者は、前項に従って提出された年間計画書が、本契約等、業務計画書、業務仕様書等の内容に従っている場合には、これを承諾し、そのいずれかに抵触すると認められる場合には、受注者に修正を求めることができる。発注者から修正を求められた受注者は、当該箇所を修正した上、速やかに修正後の年間計画書を発注者に提出しなければならない。

3 年間計画書は、発注者が前項の承諾を行った後においては、発注者と受注者が合意したときに限りその内容を変更することができる。

(業務報告書)

第30条 受注者は、維持管理・運営期間中において、維持管理・運営業務に関する日報、月次報告書、四半期報告書、年次業務報告書（以下、総称して「業務報告書等」という。）を発注者と受注者が別途協議により定める様式により作成し、日報は給食実施日の業務終了後に、月次報告書及びセルフモニタリング実施報告書は毎月業務終了後翌月10日（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、四半期報告書は四半期最終月の翌月10日まで（10日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに、「年次報告書」は毎年度4月30日（30日が閉庁日の場合はその翌開庁日）までに発注者に提出する。

2 受注者は、維持管理・運営期間中、発注者から業務報告書等の内容について報告を求められたときは、遅滞なく、発注者に報告しなければならない。

(業務仕様書等に記載のない修繕・更新)

第31条 受注者は、維持管理・運営期間中、業務仕様書等に記載のない修繕・更新を要する場合、事前に発注者に対してその内容その他必要な事項を通知し、かつ、発注者の事前の承諾を得なければならない。ただし、緊急に修繕・更新を行わなければ重大な損害を生じるおそれがある場合には、受注者は、発注者の事前の承諾なく当該修繕・更新を行うことができる。この場合において、受注者は、修繕・更新後速やかに発注者に対しその内容等必要な事項を報告し、発注者の確認を受けるとともに、必要に応じて設計図書に反映し、修正した設計図書の書面を速やかに発注者に提出する。

2 前項の修繕・更新は、受注者の責任と費用負担において実施する。ただし、発注者の責めに帰すべき事由によって修繕・更新を行った場合には、発注者は、これに要した一切の費用を負担する。また、法令の変更又は不可抗力によって修繕・更新を行った場合の増加費用の負担については第51条又は第55条の規定に従う。

第2節 個別業務の実施等

(異物混入・食中毒等)

第32条 受注者は、本契約等に規定された事項、法令及び保健所等これを所管する所轄官公庁（以下「官公庁等」という。）の指導、基準等を遵守し、かつ善良なる管理者の注意義務をもって維持管理・運営業務を実施し、衛生的かつ安全な給食を提供しなければならない。

2 異物混入、食中毒その他受注者の提供した給食の喫食に起因して、重大な事故等（以下「食中毒等」という。）が発生した場合、受注者は自己の責任と費用負担により、直ちに原因究明の調査を行い、その結果について発注者に報告するものとする。

- 3 食中毒等が発生した場合であって、その帰責事由が受注者にあることを発注者が確認した場合、発注者は別紙6「開業準備業務及び維持管理・運營業務のモニタリング」及び別紙7「委託料の減額」に定める対応を取ることができる。
- 4 食中毒等が発生した場合であって、官公庁等によって原因究明等の調査等が行われる場合には、受注者は、自己の責任と費用負担により、当該調査等に最大限協力するものとする。
- 5 受注者の運營業務を原因とする食中毒等により第三者に損害を与えた場合、受注者はこれを賠償するものとし、発注者が当該第三者に対し損害金を支払い又は損害賠償義務等を負担したときは、発注者の請求があり次第これを補償するものとする。ただし、受注者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、かつその結果に関し発注者の承諾を得た場合は、当該損害は発注者が負担し、受注者は負担を免れるものとする。
- 6 受注者の運營業務を原因とする食中毒等が原因で第三者に損害が生じた場合における、維持管理・運營業務の全部又は一部の遂行ができない期間の委託料のうち当該遂行できない業務（以下本項において「遂行不能業務」という。）に対応する金額の支払い及び損害賠償（前項により発注者が受注者に対して求償できるものを除く。）は、以下の通りとする。
 - (1) 発注者の責めに帰すべき事由による場合、遂行不能業務に対応する委託料については、遂行不能業務の遂行ができない期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとし、かつ、受注者が発注者に対して合理的な範囲の損害賠償の請求を行うことを妨げない。
 - (2) 発注者又は受注者の責めに帰すことのできない事由による場合及び受注者が原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合で、原因究明につき第5項の発注者の承諾を得た場合、その対応については不可抗力に関する第6章の規定に従う。なお、遂行不能業務に対応する委託料については、遂行不能業務の遂行ができない期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。
 - (3) 前2号に定める以外の場合、別紙7「委託料の減額」の定めに従って委託料の減額を行い、かつ発注者が受注者に対して損害賠償の請求を行うことを妨げない。
- 7 前項の場合で、第34条及び別紙4-1「委託料の基本的な考え方」に定める委託料の請求書を発注者が受注者から受領するときまでに、発注者又は受注者のいずれの責めに帰すべき事由によるものかが判明しないとき又は原因不明の結果に関して発注者が承諾しないときは、発注者は、受注者に対し受注者の請求に基づく委託料のうち遂行不能業務に対応する金額について、遂行不能業務の遂行ができない期間において受注者が出費を免れた費用を控除した金額を支払うものとする。かかる支払いの後、食中毒等が第3項に定める場合であることが判明したとき又は第5項の発注者の承諾が得られないことが確定したときは、受注者は支払いを受けた委託料のうち、別紙7「委託料の減額」の定めに従い減額又は支払停止されるべきであった金額を、発注者に速やかに返還するものとする。

(維持管理・運營業務に伴う第三者に及ぼした損害)

第33条 前条に定めるほか、受注者が維持管理・運營業務について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害賠償額を負担しなければならない。ただし、その損害賠償額のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

2 前項に基づき受注者が負担すべき第三者に対する損害を、発注者が賠償した場合、発注者は受注者に対して、賠償した金額を求償することができる。受注者は、発注者から本項に基づく請求を受けた場合、速やかに支払わなければならない。

第4章 受注者の収入

(委託料の支払い)

第34条 発注者は、本契約に基づく本件業務遂行の対価として、別紙4-1「委託料の基本的な考え方」に定める方法及び条件に従って、別紙4-2「委託料の支払額」に定める委託料を受注者に支払う。

2 委託料の内訳は、別紙4-2「委託料の支払額」に示す通りとする。発注者は、第37条及び第38条に規定するモニタリングの結果、本契約等の内容を満たしていないと判断し、是正勧告を行った場合には、別紙7「委託料の減額」に従って、委託料を減額し、又は支払を停止することができるものとする。

3 別紙4-1「委託料の基本的な考え方」に定める委託料の各支払予定日までに本件業務のうち当該支払いに対応する部分が完了していない場合、発注者は当該未完了の業務が履行されるまでは当該支払いをなすことを要しない。発注者は、未完了の業務に対応する委託料の支払いがなされた場合であっても、当該支払についての発注者の故意又は過失の有無を問わず、いつでも受注者に対しその全額の返還を求めることができる。

4 委託料の額は、別紙4-1「委託料の基本的な考え方」に定める方法に従って、決定及び改定されるものとする。

(既払い委託料の返還)

第35条 受注者が提出した報告書等のいずれかに虚偽の記載があることが判明した場合には、受注者は、発注者に対して、当該虚偽記載がなければ発注者が別紙7「委託料の減額」に従って減額し得た委託料を返還しなければならない。この場合において、受注者は、さらに発注者が委託料を支払った日から返還がなされた日までの日数に応じ、減額し得た委託料相当額について、第60条に規定する率の割合で計算した利息を発注者に支払わなければならない。なお、これにより発注者による受注者に対する別途の損害賠償の請求が妨げられるものではない。

(委託料の変更等に代える要求水準書の変更)

第36条 発注者は、本契約の規定により委託料を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、委託料の増額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書を変更することができる。

2 受注者は、本契約の規定により委託料を減額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、委託料の減額又は負担額の全部若しくは一部に代えて要求水準書の変更その他の受注者による維持管理・運営内容の向上を提案することができる。

3 第1項又は前項の場合において、要求水準書の変更内容は、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

4 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が委託料を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

第5章 モニタリング

(発注者によるモニタリング)

第37条 発注者は、受注者が要求水準書等に基づいて適切に各業務を遂行していることを確認するため、各業務の遂行状況についてモニタリングを行う。発注者は、受注者から提出される書類(各種

計画書・報告書等)の確認や、本施設内を巡回して建物・設備等の状態及び業務遂行状況の確認などを行う。また、発注者は、各業務の実施状況について説明及び報告を求めることができる。

- 2 受注者は、発注者から前項の要求を受けた場合には、5日以内に、発注者に対して必要かつ合理的な説明及び報告を行わなければならない。
- 3 発注者は、受注者による前項の説明及び報告を受けた場合、さらに期限を定めて、受注者の費用負担で、各業務の実施状況について調査若しくは検査を行うよう受注者に求め、又は自らの費用負担にて立ち入り検査を行うことができる。
- 4 前3項のモニタリングの結果、受注者による業務遂行が本契約に違反し、又は逸脱していると発注者が判断した場合には、発注者は、当該業務について、受注者に対し是正又は改善勧告を行うものとし、受注者はこの勧告に従わなければならない。受注者は、その要求について疑義がある場合、発注者に対して協議を申し入れることができるものとする。
- 5 前項の場合、受注者は当該業務についての是正又は改善計画書を作成し、当該業務の是正又は改善を行わなければならない。
- 6 受注者は、前5項に定めるモニタリングの実施にあたり、発注者に対して最大限に協力しなければならない。
- 7 本条に定めるモニタリングの実施にかかる費用は、発注者が負担する。ただし、発注者に対する説明及び報告に係る諸費用は受注者の負担とする。
- 8 発注者は、モニタリングの実施を理由としては、各業務の全部又は一部について、何ら責任を負担するものではない。

(受注者によるセルフモニタリング)

第38条 受注者は、次項以下に従い、各業務の進捗及び内容に対応したセルフモニタリングを実施する。

- 2 受注者は、本契約の締結後速やかに「セルフモニタリング実施計画書」を発注者に提出し、発注者の承認を受ける。
- 3 前項の「セルフモニタリング実施計画書」に規定するセルフモニタリング項目は、要求水準書等及び発注者が前条に従い実施するモニタリング内容との整合性や連携に配慮して受注者が提案し、発注者と協議を行ったうえで設定するものとする。
- 4 「セルフモニタリング実施計画書」では、セルフモニタリング項目毎に実施頻度、実施者、実施方法等を規定するとともに、確認基準は、要求水準書等の達成有無が客観的に判断できるように設定するものとする。
- 5 受注者は、「セルフモニタリング実施計画書」にセルフモニタリングを実施した後、セルフモニタリングの実施内容・結果を記載した「セルフモニタリング実施報告書」を作成し、発注者に提出する。なお、セルフモニタリングにより要求水準書等の未達を把握した場合は、発注者は、直ちに受注者に報告し、協議を行うとともに、当該事象の内容、影響、当該事象への対応状況及び改善方策等について当該実施報告書に記載の上発注者に報告するものとし、当該報告内容に従い改善等を図るものとする。

第6章 契約の終了

第1節 共通事項

(契約期間の満了)

第39条 本契約は、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和25年7月31日をもって終了する。ただし、本契約終了後においても、本契約に基づき発生し、既に発生している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

(本件業務の終了に伴う引継資料等)

第40条 受注者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、発注者に対し、維持管理・運營業務の承継に必要な引継マニュアル、申し送り事項、受注者が用いた操作要領その他の資料を受注者の費用負担により整備して引き渡さなければならない。なお、受注者は本契約の終了に際して、終了日の遅くとも6か月前までに前掲の整備された引継資料を発注者又は発注者の指定する第三者へ引き渡すとともに、業務引継ぎに必要な説明その他の協力を行う。

2 発注者は、前項に基づき提供を受けた資料を、本件業務の継続に必要な範囲で無償にて自由に使用（複製、頒布、展示、改変及び翻案を含む。以下本条において同じ。）し、又は第三者に使用させる権利を有し、受注者は発注者によるかかる資料の自由な使用が第三者の有する著作権及び著作者人格権その他の権利を侵害しないよう必要な措置をとる。

3 受注者は、第1項に基づき発注者に提供する資料及び前項に基づく使用が、第三者の有する著作権又は著作者人格権その他の権利を侵害し、第三者に対してその損害の賠償を行い、又は必要な措置を講じなければならないときは、その賠償額を負担し、又は自己の責任及び費用負担において必要な措置を講ずる。

(維持管理・運營業務の承継)

第41条 発注者及び受注者は、維持管理・運営期間の終了に際して、発注者又は発注者の指定する第三者に対する維持管理・運營業務の引継ぎに必要な事項の詳細について、維持管理・運営期間満了の2年前から協議を開始する。

2 受注者は、発注者又は発注者の指定する第三者が維持管理・運営期間終了後において、維持管理・運營業務を引き続き行うことができるよう、前項の規定による協議において合意された事項に従い、前2条に規定する本件業務の終了に伴う引継ぎの手続きを行う。

(本件業務の終了に伴う検査及び支払い)

第42条 本件業務の終了に際し、受注者はその終了事由の如何にかかわらず当該維持管理・運營業務の対象物の状態について業務終了に先立って発注者の検査及び確認を受けなければならない。発注者は、受注者からの求めに応じて速やかに検査の結果を通知する。

2 発注者は、前項の検査の結果、損傷又は汚損等が見られたときは、当該箇所及びその内容を示すとともに相当の期間を定めて修補を行うよう受注者に対して請求することができる。受注者は、当該請求を受けた場合自己の責任及び費用負担において発注者の定めた期間内に当該箇所を修補し、発注者の再検査を受けなければならない。ただし、発注者が承諾する場合には、修補に代えて修補に要する費用を発注者に支払えば足りるものとする。

3 前項の規定にかかわらず、当該損傷又は汚損等が発注者の指示に従ったことによる等発注者の責めに帰すべき事由による場合（受注者がその指示が不相当であることを知りながら発注者に異議を述べなかった場合は除く。）又は、経年劣化によるものと認められる場合については、修補を要しないものとする。

4 第2項にかかわらず、当該損傷又は汚損等が不可抗力による場合は、修補にかかる費用等の負担は第55条の規定に従う。

5 発注者は、終了した業務に対応する委託料及びこれに係る消費税及び地方消費税の額の最終回の支払いを、第1項及び第2項に定める検査により修補の必要がないこと、又は修補の完了及び受注者による修補費用の支払いの確認がなされた後に行うものとする。

(事業終了に際しての処置)

第43条 受注者は、本契約が終了したとき、その終了事由の如何にかかわらず、本施設用地又は本施設内に受注者の所有又は管理する機器類、什器備品その他の物件があるときは、当該物件の処置につき発注者の指示に従わなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき発注者の指示に従わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。受注者は、発注者の処置に異議を申し出ることができず、また、発注者が処置に要した一切の費用を負担する。

3 前2項にかかわらず、受注者が所有する機器類、什器備品その他の物件について、発注者はその裁量により、発注者と受注者が別途合意した金額で買い取ることができる。この場合、受注者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない所有権を発注者に移転しなければならない。また、受注者が使用権を有する機器類、什器備品その他の物件について、発注者はその裁量により、当該物件の使用権を受注者から有償で承継することができる。この場合、受注者は、当該物件について担保権その他何らの負担も付着していない使用権（ただし、当該物件の所有者が課している負担を除く。）を発注者に移転しなければならない。

第2節 契約の解除

（受注者の債務不履行等による契約の解除）

第44条 発注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、受注者に特段の催告をすることなく、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受注者による本件業務の遂行が、契約書等に規定する条件に合致せず、かつ、発注者による是正勧告後、定められた期間を経ても是正がなされない場合。
- (2) 受注者の責めに帰すべき事由により、維持管理・運営開始予定日までに維持管理・運営業務が開始されず、かつ維持管理・運営開始予定日以後も相当の期間内に維持管理・運営業務を開始する見込みがないと合理的に認められる場合。
- (3) 受注者が、本件業務の全部又は一部の遂行を放棄し、又は維持管理業務については1年間に連続して30日以上、又は運営業務については1日以上にわたり、本契約等の内容に従った維持管理・運営業務その他維持管理・運営期間中の業務を行わない場合。
- (4) 重大な食中毒等が発生し、死者、重症者又は多数の軽症者が出た場合、若しくは受注者が他の学校給食施設において調理業務を行う場合で、当該他の学校給食施設において同様の事態が生じた場合。ただし、受注者がその責めに帰すべき事由によるものでないことを明らかにした場合又は原因究明に最善の努力を尽くしてもなお責任の所在が明らかにならない場合でその結果に関し発注者の承諾を得た場合においては、この限りでない。
- (5) 受注者のいずれかの取締役会において、当該受注者に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（受注者の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされた場合。
- (6) 受注者が報告書等に著しい虚偽記載を行い、又は虚偽記載を繰り返した場合。
- (7) 前各号に規定する場合のほか、受注者が本契約等に違反し、その違反により本契約等の目的を達することができないと認められる場合。
- (8) その他受注者が重大な法令違反を行う等発注者の信用を失墜せしめた場合。
- (9) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となったとき。
- (10) 菰野町学校給食センター整備運営事業設計・建設工事請負契約が解除された場合。

- (1 1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したとき。
- 2 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当したときは、本契約を解除することができる。
- (1) 本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に提案書の提出（提案価格書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が行った行為について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- 3 発注者は、「菟野町の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱」（平成20年要綱第5号。以下「暴力団等排除要綱」という。）第3条に規定する通報又は同要綱第4条に規定する確認により、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。
- (1) 受注者又は役員等（暴力団等排除要綱第2条に規定する役員等をいう。以下この項において同じ。）が、暴力団（同要綱第2条に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）、暴力団関係者（同要綱第2条に規定する暴力団関係者をいう。）、又は暴力団関係法人等（同要綱第2条に規定する暴力団関係法人等をいう。）（以下これらを「暴力団等」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 受注者又は役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等又はその威力を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 受注者又は役員等が、暴力団等に対して直接又は間接を問わず資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (5) 前4号のほか、受注者又は役員等が、暴力団等と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係（暴力団等排除要綱別表第1に規定する密接な関係及び同要綱別表第1に規定する社会的に非難されるべき関係をいう。以下この項において同じ。）を有していると認められるとき。
- (6) 受注者又は役員等が、暴力団等、又は暴力団等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等と知りながらこれを利用するなどしていると認められるとき。
- (7) 役員等又はその使用人が、業務（個人の私生活上の行為以外の受注者の業務全般をいう。）に関し、暴力行為（暴行、脅迫、傷害、毀棄などの刑罰法令にふれる行為をいう。）を行ったと認められるとき。
- (8) 発注者の発注する工事又は委託その他の契約における下請（再委託）契約、資材若しくは原材料の購入契約その他の契約、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者（暴力団等排除要綱別表第2に規定する廃棄物処理施設及び同要綱別表第2に規定する廃棄物処理業者をいう。以下この項において同じ。）の使用にあたり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者を使用したと認められるとき。
- (9) 受注者又は下請負人（二次下請以降の下請負人を含む。）が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を、菰野町の発注する工事又は委託その他の契約における下請（再委託）契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約、又は廃棄物処理施設若しくは廃棄物処理業者の使用の相手方としていた場合（第8号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対し又は受注者を通じて当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
- (10) 受注者が、菰野町の発注する工事又は委託その他の契約に関し、暴力団等による不当介入を受けたにもかかわらず、警察への通報若しくは発注者への報告等を怠り、著しく信頼を損なう行為であると認められるとき

（受注者の債務不履行等による解除の効力等）

第45条 前条（第1項第10号を除く）により本契約の全部又は一部が解除された場合、受注者は、別紙4-1「委託料の基本的な考え方」に定める年間の維持管理・運営費（ただし、維持管理・運営初年度は開業準備業務費及び維持管理・運営初年度の維持管理・運営費の合計額）に消費税及び地方消費税の額を加えた金額の10分の2に相当する違約金を、発注者の指定する期間内に発注者に対して支払わなければならない。当該違約金は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、発注者は、増加費用及び損害が発注者に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が本項の違約金の額を超えるときは、その超過額について受注者に損害賠償を請求することができる。

2 発注者は、当該解除がなされた事業年度の委託料（当該解除時点までに履行された四半期限未到来の委託料）を、第1項の違約金及び損害金と相殺したうえで、受注者へ支払うことができる。

3 受注者は、前条（第1項第10号を除く）により本契約の一部が解除された場合、発注者が行う代替企業の選定に積極的に協力しなければならない。

4 前条第1項第10号により本契約が解除された場合、発注者又は受注者は、双方に損害賠償を請求することができない。

(モニタリングによる契約の一部解除)

第46条 維持管理・運営期間中、別紙6「開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング」に定めるモニタリングの結果、維持管理・運営業務について、別紙7「委託料の減額」に定める減額ポイントが、連続する1年間の合計で80以上になった場合には、発注者は、受注者に通知し、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、本条の定めは、本契約の別の条項に基づく本契約の解除を妨げるものではない。

2 前項の規定により本契約の全部又は一部が解除された場合、当該解除がなされた四半期の維持管理・運営業務に係る委託料は、当該四半期のうち解除後の期間（解除した日を含む。）について解除の対象となった業務に対応する費用を日割計算した金額を減額した金額とする。また、本契約の一部が解除された場合、当該解除の翌四半期以降の業務に対する維持管理・運営に係る委託料は、解除の対象となった業務に対応する費用を減額した金額とする。

(発注者の債務不履行等による契約の解除)

第47条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者が本契約上の金銭債務の履行を遅滞し、受注者から催告を受けてから2か月経過しても当該支払義務を履行しない場合。
- (2) 発注者の責めに帰すべき事由により、発注者が本契約上の重要な義務（金銭債務を除く。）の履行を怠り、受注者から催告を受けてから30日を経過しても当該不履行が是正されない場合。
- (3) 前2号の事由を除く、発注者の責めに帰すべき事由により、受注者の本件業務の遂行が不可能となった場合。

(発注者の債務不履行等による解除の効力等)

第48条 前条の規定により本契約が解除された場合において、発注者は、受注者に対し、未払の委託料（当該解除時点までに履行された支払期限未到来の委託料）を支払う。

- 2 解除に伴う契約終了前検査等に関する第42条の規定は本条の場合にも適用する。
- 3 受注者は、発注者又は発注者の指定する第三者に対する開業準備業務及び維持管理・運営業務の引継ぎに必要な協力を合理的な範囲内で行う。当該協力に係る費用は、発注者が負担する。
- 4 第1項とは別に受注者に発生した増加費用又は損害が発生した場合、発注者は、合理的な当該増加費用及び損害（受注者の逸失利益は除く。）を負担する。

(維持管理・運営期間中の解約)

第49条 発注者は、6か月以上前に受注者にその理由を通知し、十分な協議を経た後、本契約の全部又は一部を解約することができる。

- 2 前項による解除の場合、その効力については前条の規定を準用する。

第6章 法令変更及び不可抗力

第1節 法令変更による契約の終了

(法令変更に伴う協議・支払等)

第50条 受注者は、本契約の締結日後に法令変更があり、本契約に従って本件業務の全部又は一部の履行をすることが不能となった場合（以下本項において「履行不能状況」という。）又は本件業務の遂行のために増加費用の発生が避けられない場合には、その内容及び理由の詳細を直ちに発注者に対して通知し、発注者は受注者と対応方法、本件業務の変更内容及び増加費用並びに損害の見通

しとその負担その他の必要事項（以下本章において「対応方法等」という。）につき協議しなければならない。法令変更について協議を開始してから14日以内に発注者と受注者との間で上記事項について合意が成立しない場合には、発注者は、法令の変更への対応方法等（維持管理・運営開始予定日の変更を含む。）を決定のうえ受注者に通知し、受注者はこれに従う。

2 受注者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく本件業務の履行の全部又は一部が法令に違反することとなった場合には、履行期日における当該業務の履行が法令に違反する限りにおいて当該業務の履行義務を免れるものとし、発注者は当該業務の履行不能期間に対応する委託料の支払いを免れる。

3 法令の変更の解釈につき、発注者と受注者の間で疑義が生じた場合には、第1項に定める協議において、両者で協議する。

（法令変更による費用・損害の扱い）

第51条 発注者及び受注者は、前条の法令変更があった場合においても互いに相手方当事者に発生する費用負担の増加を最小限にするよう互いに誠意を持って努力しなければならない。

2 前条第1項の協議又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく受注者の業務の範囲が増加したときは、発注者は次の各号のいずれかに該当する場合には当該増減額に応じて委託料の増額若しくは当該増加費用（ただし、受注者の逸失利益は含まない。）の負担を行い、それ以外の法令の変更についてはこれらの措置を行わず、当該増加費用は受注者が負担する。なお、法令変更により受注者の業務の範囲が減少したときは、発注者は当該減少に応じて委託料を減額することができる。

- (1) 本件業務に直接関係する法令の変更
- (2) 消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更
- (3) 法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの

（法令の変更による契約の解除）

第52条 第50条第1項の規定にかかわらず、本契約の締結後における法令変更により、発注者が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、発注者は受注者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了した場合の措置は、本章第3節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第51条第2項の規定に従う。

第2節 不可抗力による契約の終了

（不可抗力への初期対応）

第53条 不可抗力により本契約に基づく受注者による本件業務の全部又は一部が履行不能となった場合又は本件業務の遂行のために増加費用の発生が避けられない場合には、受注者は本事業をできるだけ早期に正常な状態に回復すべく、本契約等に従った対応を行う。発注者又は受注者は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう互いに誠意をもって努力しなければならない。

（不可抗力に伴う協議等）

第54条 受注者は、前条に定める場合には、その内容及び理由の詳細を直ちに発注者に通知し、発注者は受注者と対応方法等につき協議するものとする。不可抗力の生じた日から60日以内に発注者と受注者との間で上記事項について合意が成立しない場合には、発注者は、不可抗力への対応方

法等（維持管理・運営開始予定日の変更を含む。）を決定のうえ受注者に通知し、受注者はこれに従う。

2 受注者は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく本件業務の履行の全部又は一部が履行不能となった場合には、以降の期日における当該業務の履行義務を免れるものとし、発注者は当該業務の履行不能期間に対応する委託料の支払いを免れる。

（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

第55条 発注者及び受注者は、前条第1項に定める場合においても、相手方当事者に発生する損害を最小限にするよう互いに誠意を持って努力しなければならない。

2 前条第1項に定める場合に、受注者に本事業の実施について合理的な増加費用が発生した場合には、受注者に生じた本件業務の実施にかかる合理的な増加費用額及び損害額が、当該不可抗力が発生した事業年度中の累計で、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度の委託料の合計（開業準備期間又は維持管理・運営初年度に不可抗力が生じた場合は、維持管理・運営初年度に予定される委託料の合計）の100分の1に至るまでは受注者が負担し、これを超える額については発注者が負担する。ただし、不可抗力により受注者が増加費用を負担し又は損害を被ったことについて、受注者が保険金、保証金、補償金等を受領した場合には、当該受領金相当額は増加費用額及び損害額から控除し、控除後の金額について、当該不可抗力が発生した事業年度の前年度の委託料の合計（開業準備期間に不可抗力が生じた場合は、維持管理・運営初年度に予定される委託料の合計）の100分の1に至るまでは受注者が負担し、これを超える額については発注者が負担する。なお、受注者の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、受注者が全て負担する。

3 前条第1項の協議結果又は通知に基づき事業が継続される場合において、本件業務の内容の変更により、本契約に基づく受注者の業務の範囲にかかる費用が減少するときは、発注者は当該減少に応じて委託料を減額するものとする。

（不可抗力による契約の解除）

第56条 本契約の締結後における不可抗力により、第54条の規定にかかわらず、期限内に本契約の変更について合意が得られず、かつ、発注者が本契約の継続が困難と判断した場合又は本契約の履行のために多大な費用を要すると判断した場合には、発注者は受注者と協議のうえ、本契約の全部又は一部を解除することができる。

2 前項に基づき本契約の全部又は一部が終了する場合の措置は、本章第3節の定めに従う。ただし、増加費用及び損害の負担については、第55条の規定に従う。

第3節 法令の変更・不可抗力による解除の効力等

（法令の変更・不可抗力による解除の効力等）

第57条 第52条又は第56条の規定により本契約が解除された場合において、発注者は、第48条第1項に定める金額を支払う。

2 前項の金額の支払いについては、第48条第2項から第3項の規定を、本条においても適用する。

第7章 知的財産権等

（特許権等の使用）

第58条 受注者は、本件業務の履行において、特許権等の知的財産権の対象となっている第三者の技術、資料等を使用し、又は第三者をして使用させるときは、その使用に関する一切の責任を負う。ただし、発注者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明

示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(資料等の取扱い)

第59条 発注者は、受注者に対し、受注者による本件業務の遂行に必要な発注者の有する資料等の開示、貸与等の提供を無償にて行う。

2 受注者は、発注者から提供された本件業務に関する資料等を善良なる管理者の注意をもってこれを管理し、本件業務の遂行又は本契約に基づく債務の履行以外の用途に使用してはならない。

3 受注者は、発注者から提供された資料等を、本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で必要な範囲において、複製又は改変できる。

4 発注者から提供を受けた資料等（複製物及び改変物を含む。）が本件業務を遂行し又は本契約に基づく債務を履行する上で不要となった場合又は発注者から求められた場合には、受注者は、遅滞なくこれらを発注者に返還又は発注者の指示に従った処置を行う。

第8章 その他

(遅延損害金)

第60条 発注者又は受注者が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条に定める率を乗じて計算した額の遅延損害金をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

2 発注者は、前項の場合において、前項に定める遅延損害金額を超過する損害を被った場合、当該遅延損害金に加えて、その超過額について受注者に損害賠償を請求することができる。

3 前2項のほか、受注者が本契約に基づく債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

4 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、受注者に対し債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 債務の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 本契約が解除され、又は債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

5 本契約の定めに基づき受注者が支払うべき違約金、延滞違約金又は損害賠償金については、発注者は受注者から委託料又は契約保証金をもって充当することができる。

(発注者による債務の履行)

第61条 本契約の締結後に、本契約の規定に従い発注者に新たな金銭債務の負担が生じた場合には、発注者は必要な予算措置を講じるものとし、予算の定めるところにより当該債務を履行する。

(事業年度)

第62条 受注者の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(紛争の解決)

第63条 あらかじめ調停人を選任する場合、本契約の各条項において発注者と受注者とが協議して定めるものにつき協議が整わなかったときに発注者が定めたものに受注者が不服がある場合その他本契約に関して発注者と受注者との間に紛争が生じた場合には、発注者及び受注者は、契約書記載

の調停人のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合において、紛争の処理に要する費用については、発注者と受注者とが協議して特別の定めをしたものを除き、発注者と受注者とがそれぞれ負担する。

2 前項の規定にかかわらず、業務責任者、受注者の使用人又は受注者から業務を委任され、又は請け負った者の業務の実施に関する紛争については、第 11 条第 6 項の規定により発注者から変更を求められた各責任者の変更を実施するまでは、発注者及び受注者は、第 1 項のあっせん又は調停の手続きを請求することができない。

3 第 1 項の規定にかかわらず、発注者又は受注者は、必要があると認められるときは、同項に規定する手続前又は手続中であっても同項の発注者と受注者との間の紛争について民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）に基づく訴えの提起又は民事調停法（昭和 26 年法律第 222 号）に基づく調停の申立てを行うことができる。

4 調停人を協議に参加させる場合において、発注者又は受注者は、申し出により、本契約の各条項の規定により行う発注者と受注者との間の協議に第 1 項の調停人を立ち合わせ、当該協議が円滑に整うよう必要な助言又は意見を求めることができる。この場合における必要な費用の負担については、同項後段の規定を準用する。

（本契約の変更）

第 6 4 条 本契約は、発注者及び受注者の書面による合意によってのみ変更することができる。

（協議）

第 6 5 条 発注者又は受注者は、履行期間中、必要と認める場合には、適宜、本契約又は本件業務に関連する事項につき、相手方当事者と誠実に協議のうえ解決を図るものとする。

（契約外の事項）

第 6 6 条 本契約に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定めるものとする。

用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、本文中に特に定義されているものを除き、次の通りとする。

契約全般

- 「本事業」とは、菰野町学校給食センター整備運営事業をいう。
- 「本契約」とは、本事業の本件業務の実施に関し、発注者と受注者との間で締結される菰野町学校給食センター整備運営事業維持管理・運営業務委託契約をいう。
- 「委託料」とは、受注者の本件業務の遂行の対価として、発注者が受注者に対して支払う費用のことをいう。
- 「本契約等」とは、本契約、実施要領等及び提案書類を総称していう。
- 「本件業務」とは、受注者が本事業に関して本契約に基づき遂行する業務を、文脈に応じて、個別に、又は総称していう。
- 「本施設」とは、本施設用地内に新たに整備する菰野町学校給食センター整備運営事業の建物本体、建築設備、調理設備、付帯施設、植栽・外構、土木構造物等を含む本契約に基づいて整備されるべき全ての施設を、文脈に応じて、個別に、又は総称していう。
- 「本施設用地」とは、本施設を建設する事業用地であり、受注者の維持管理の対象範囲となる土地（要求水準書配布資料 1 参照）である「菰野町大字千草 5571 番ほか」をいう。
- 「本件日程表」とは、別紙 3「本件業務日程表」をいう。
- 「履行期間」とは、本契約に基づき受注者が「本件業務」を行う期間であり、具体的には令和●年●月●日から令和 25 年 7 月 31 日までの期間をいう。ただし、期間途中で本契約の解除による終了又は延長された場合は、令和●年●月●日から本契約の解除による終了又は延長された日までの期間をいう。
- 「事業年度」とは、本事業期間中の各暦年の 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終了する 1 年間をいう。
- 「提案書類」とは、受注者を構成する企業を含む応募グループが本事業の公募型プロポーザルによる募集及び選定手続きにおいて発注者に提出した提案書類、発注者からの質疑に対する回答その他受注者が本契約締結までに提出した一切の書類をいう。
- 「実施要領等」とは、本事業の公募型プロポーザルによる募集及び選定手続きに関し公表した実施要領、要求水準書、本契約その他資料及びこれらに関する質問回答書をいう。

開業準備業務関連

- 「開業準備業務」とは、本事業に関して、別紙 2「本件業務の概要」に規定する開業準備業務をいう。
- 「開業準備期間」とは、開業準備期間開始日から、維持管理・運営業務の開始日の前日までの期間をいう。

維持管理業務関連

- 「維持管理・運営開始日」とは、本事業の維持管理・運営業務が開始される日をいう。
- 「維持管理・運営開始予定日」とは、令和 10 年 9 月 1 日又は本契約に従い変更された場合には、その変更後の日をいう。
- 「維持管理・運営期間」とは、本契約に基づき受注者が本事業の維持管理・運営業務を行う期間であり、維持管理・運営開始日から、令和 25 年 7 月 31 日又は期間途中で本契約の解除若しくは解約による終了又は延長された期間の終了までの期間をいう。

- 「維持管理・運営業務」とは、維持管理業務及び運営業務を総称して、又は個別にいう。
- 「業務仕様書等」とは、要求水準書に規定する運営業務仕様書、運営業務マニュアル、維持管理業務仕様書、その他維持管理・運営業務に関して作成されるマニュアルをいう。
- 「維持管理・運営初年度」とは、維持管理・運営開始日から直後の3月31日までの期間をいう。ただし、維持管理・運営開始日以前においては、維持管理・運営開始予定日から直後の3月31日までの期間をいう。
- 「維持管理業務」とは、本事業に関して、別紙2「本件業務の概要」に維持管理業務として規定する業務をいう。
- 「点検」とは、損傷、変形、腐食、異臭その他の異常の有無を調査し、保守またはその他の措置が必要か否かの判断を行うことをいう。
- 「保守」とは、点検結果に基づいて建築物・設備等の機能の回復または危険防止のために行う消耗部品の取替え、注油、塗装その他これらに類する軽微な作業をいう。
- 「修繕」とは、劣化した部位・部材または低下した性能・機能を原状（所期の水準）または実用上支障のない状態まで回復させることをいう。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品・消耗品の取替等は除く。
- 「更新」とは、劣化した部位・部材または設備・備品等を新しい物に取り替えることをいう。
- 「補充」とは、破損・損傷した物を新しい物に取り替え、当初と同じ数量に維持することをいう。
- 「設計図書」とは、令和●年●月●日に発注者と【共同企業体名】との間で締結され菰野町学校給食センター整備運営事業設計・建設工事請負契約において作成される設計図書をいう。

運営業務関連

- 「運営業務」とは、「本事業」に関して、別紙2「本件業務の概要」に「運営業務」として規定する業務をいう。
- 「食器・食缶等」とは食器、食器かご、はし、はしカゴ、スプーン、スプーンカゴ、トレイ、トレイカゴ、食缶、配膳器具、アレルギー対応食用容器、コンテナ、配膳ワゴンをいう。
- 「配送先」とは、給食の配送対象となっている小中学校を総称して、又は個別にいう。
- 「業務従事者名簿」とは、維持管理業務及び運営業務に従事する者の名簿、並びに維持管理業務責任者、各運営業務責任者の履歴書及び資格を証する書類を総称して、又は個別にいう。
- 「発注者職員」とは、本事業における発注者側の業務担当者を指し、所長、事務等の業務を行う発注者の職員（栄養士を含む。）をいう。
- 「児童・生徒」とは、配送先の児童・生徒を総称して又は個別に指している。

その他

- 「不可抗力」とは、暴風、豪雨、洪水、高潮、雷、地滑り、落盤、地震その他の自然災害又は戦争、テロリズム、疫病、感染症、放射能汚染、火災、騒擾、騒乱、暴動その他の人為的な現象のうち、通常の見込み可能な範囲外のもの（本契約等で水準が定められている場合及び業務仕様書等で水準が示されている場合は、その水準を超えるものに限る。）であって、発注者又は受注者のいずれの責めにも帰さないものをいう。なお、法令の変更は、「不可抗力」に含まれない。
- 「法令」とは、本事業に関連して適用のある法律、命令（政令・省令）、条例、規則及びこれらに基づく命令、行政処分、通達、行政指導及びガイドライン、裁判所の判決・決定・命令・仲裁裁判、その他公的機関の定める全ての規定、判断及び措置等をいう。
- 「法令変更」とは、法令の新設、改正及び廃止をいう。

本件業務の概要

開業準備業務

- ア 設備等の試稼動
- イ 業務従事者への研修
- ウ 調理リハーサル
- エ 配送リハーサル
- オ 施設紹介資料の作成
- カ ホームページの作成
- キ 開所式の開催支援
- ク 本施設の維持管理
- ケ 備蓄用食材の調達

維持管理業務

- ア 建築物保守管理業務
- イ 建築設備保守管理業務
- ウ 調理設備等保守管理業務
- エ 食器・食缶等保守管理業務
- オ 施設備品保守管理業務
- カ 外構等保守管理業務
- キ 清掃業務
- ク 警備業務

運營業務

- ア 食材検収補助・保管業務
- イ 調理等業務
- ウ 衛生管理業務
- エ 洗浄消毒・残渣等処理業務
- オ 給食配送・回収業務
- カ 配送車両の調達・維持管理業務
- キ 調理備品等保守管理業務
- ク 食育支援業務
- ケ 配膳業務

本件業務日程表

本件業務の実施の日程は、次の通りとする。

履行期間 令和 10 年●月●日から令和 25 年 7 月 31 日まで

- (1) 開業準備期間 令和 10 年●月●日～令和 10 年 8 月 31 日
- (2) 維持管理・運営期間 令和 10 年 9 月 1 日～令和 25 年 7 月 31 日

委託料の基本的な考え方

1. 委託料の構成

委託料は、下表の費目により構成される。

<委託料の構成>

費目	内容
開業準備費	設備等の試稼動、業務従事者への研修、調理リハーサル、配送リハーサル、施設紹介資料の作成、ホームページの作成、開所式の開催支援、本施設の維持管理、備蓄用食材の調達
維持管理費 (固定料金)	建築物保守管理業務、建築設備保守管理業務、調理設備等保守管理業務、食器・食缶等保守管理業務、施設備品保守管理業務、外構等保守管理業務、清掃業務、警備業務
運営費 (固定料金・ 変動料金)	食材検収補助・保管業務、調理等業務、衛生管理業務、洗浄消毒・残渣等処理業務、給食配送・回収業務、配送車両の調達・維持管理業務、調理備品等保守管理業務、食育支援業務、配膳業務

2. 委託料支払いの算定方法及び支払額

(1) 開業準備費

受注者は、維持管理・運営開始日以後、速やかに開業準備費に係る請求書を発注者に対して提出し、発注者は、当該請求書の受領後 30 日以内に受注者に支払うものとする。

(2) 維持管理・運営費

維持管理・運営費は、維持管理・運営開始日から履行期間終了までの間、3 か月毎に年 4 回(維持管理・運営初年度は 3 回、最終年度は 2 回、計 61 回)支払う。ただし、初回は令和 10 年 9 月 1 日から 30 日までの 1 か月分、最終回は令和 25 年 7 月 1 日から 31 日までの 1 か月分を支払うものとする。

受注者は、発注者からモニタリング結果の通知を受けた後、速やかに対象となる四半期(第 1 四半期：4 月 1 日から 6 月 30 日、第 2 四半期：7 月 1 日から 9 月 30 日、第 3 四半期：10 月 1 日から 12 月 31 日、第 4 四半期：1 月 1 日から 3 月 31 日)の請求書を発注者に提出し、発注者は、当該請求書の受領後 30 日以内に受注者に支払いを行うものとする。

維持管理・運営費は、固定料金部分と変動料金部分から構成される。

<維持管理・運営費の構成>

維持管理・運営費 = 委託料の固定料金部分 + 委託料の変動料金部分

① 固定料金部分

発注者は、委託料の固定料金部分として、四半期毎に、年間支払額の 4 分の 1 相当額を支払う。

② 変動料金部分

発注者は、委託料の変動料金部分として、四半期毎に、下記の「3. 変動料金換算基準」に基づく方式で算出した額を支払う。

3. 変動料金換算基準

(1) 変動料金の考え方

委託料の変動料金部分は、四半期の提供給食数に受注者が提案する1食当たりの変動料金の単価（消費税及び地方消費税の額を除く。）を乗じた額とする。

なお、受注者が提案する1食当たりの変動料金の単価は、小数点第三位以下切り捨てとし、各回の変動料金は小数点第一位以下を切り捨てる。

＜変動料金の計算式＞

$\text{各回の変動料金} = \text{変動料金の単価（●円）} \times \text{支払対象期間の提供給食数}$
--

(2) 提供給食数等

①提供給食数の定義

提供給食数には、児童・生徒用、教職員用、試食会用が含まれるものとし、発注者の検食用、受注者の検食用を含まない。

なお、提供給食数に含まれない発注者の検食用、受注者の検食用は、維持管理・運営費の固定料金部分に含まれるものとする。

②提供対象者数及び提供給食数の保証

発注者は、維持管理・運営期間中において各年度（5月1日時点）の提供対象者数（受注者が給食を提供すべき児童・生徒数と教職員数等を合算した数）が2,700人以上3,700人以下とならない場合は、固定料金部分と変動料金部分の割合または維持管理・運営費の見直しについて受注者と協議を行う。

③提供日数の見直し

発注者は、毎年度4月1日から3月31日までの1年間の給食の提供日数が185日以上205日以下とならない場合（維持管理・運営初年度及び最終年度は除く）は、それを超える（もしくは下回る）日数について、以下の通り見直しを行う。ただし、委託料の見直し対象とすることが合理的でない提供日数については、加算又は減算の対象外とする。なお、当該年度内で見直し料金の調整が困難な場合は、発注者と受注者で協議を行い、支払い時期を定める。

＜提供日数の見直し方法＞

提供日数	見直し料金の算定方法	見直し料金の反映方法
205日を上回った場合	当該年度の固定料金×上回った日数 (年間提供日数-205日) / 195日	当該年度における第4四半期の委託料に加算
185日を下回った場合	当該年度の固定料金×下回った日数 (185日-年間提供日数) / 195日	当該年度における第4四半期の委託料から減算

(3) 提供給食数の決定方法

毎月の給食実施日及び予定給食数は、提供月の前月15日までに、発注者から受注者へ指示を行う。

予定給食数に変更が生じた場合は、提供日の前日正午までに、発注者から受注者へ当該提供日に実施する給食数（以下「実施給食数」という。）の指示を行う。

自然災害や感染症等の発生に伴う休校・学級閉鎖などの場合は、提供日当日に発注者から受注者へ指示を行う。

(4) 変更給食数

予定給食数と実施給食数の差（以下「変更給食数」という。）はプラス・マイナス 200 食以内を基本とする。変更給食数がプラス 200 食を超える場合、受注者は当該給食分の 200 食を超える部分について応諾しないことができるものとする。

また、変更給食数がマイナス 200 食を超える場合、予定給食数から 200 食を減じた食数により変動料金を算定する。ただし、提供日の 2 稼動日前（ただし、夏期休暇等をまたぐ場合は発注者の休日を除く 2 日前）よりも相当程度前までに、発注者から受注者に当該提供日の実施給食数の指示を行った場合の変更給食数の取扱い（カウントの方法）については、発注者と受注者で協議できるものとする。なお、予定給食数は、2,700 食/日未満の通知もできるものとする。

(5) 変動料金の算定基礎となる食数

提供給食数と変動料金の算定基礎となる食数の関係は、下表の通り。

<変動料金の算定基礎となる食数>

変更給食数	提供給食数	変動料金の算定基礎となる食数
プラス・マイナス 200 食以内	実施給食数	同左
プラス 200 食を超える場合	予定給食数+200 食+受注者が応諾した食数	同左
マイナス 200 食を超える場合	実施給食数	予定給食数-200 食

4. 委託料の改定及び変更

(1) 開業準備費

物価変動に伴う開業準備費の改定については、下記「(2) 維持管理・運営費」の固定料金部分の改定方法に基づくものとし、本契約締結日の属する年度と令和 9 年度の指標により算定する。

(2) 維持管理・運営費

維持管理・運営業務期間中の物価変動に対応して、維持管理・運営費を改定する。

本契約に定めた維持管理・運営費を基準額とし、下表の「維持管理・運営費の改定指標」に基づき、翌年度の維持管理・運営費を改定する。

物価改定は、毎年度 1 回とし、前回改定時（改定されていない場合は本契約締結日の属する年度）の指標と比較して 1.5% を超える変動があった場合に行う。

<維持管理・運営費の改定指標>

区分		指標
固定料金部分	維持管理費相当額	企業向けサービス価格指数 建物サービス (日本銀行調査統計局)
	運営費相当額	企業向けサービス価格指数 労働者派遣サービス (日本銀行調査統計局)
変動料金部分	1 食当たりの単価	三重県最低賃金 (厚生労働省 三重労働局)

令和 t 年度における改定後の維持管理・運営費は、下記の通り算定する。

計算の結果、円未満が生じた場合は、切り捨てる。

第 1 回目の物価改定は、本契約締結日の属する年度と令和 9 年度の指標により算定する。

令和 t 年度の維持管理・運営費 = 令和(t-1)年度の維持管理・運営費 × 改定率 n

令和(t-1)年度の指標：企業向けサービス価格指数（建物サービス、労働者派遣サービス）
は年間の平均値（令和(t-2)年 10 月 1 日から令和(t-1)年 9 月 30 日までに公表されている確定値の平均）

三重県最低賃金は前年における改定後の最低賃金時間額

改定率 n：令和(t-1)年度の指標 / 前回改定時の指標

※改定率は小数点第 4 位未満切り捨て

※0.985 < 改定率 n < 1.015 の場合、令和 t 年度の維持管理・運営費は改定しない。

委託料の支払額

委託料の支払額は、以下の通りとする。

1. 開業準備費

単位：円

金額	消費税	税込金額

2. 維持管理・運営費

単位：円

回数	固定料金	変動料金	合計金額	消費税	税込金額
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

回数	固定料金	変動料金	合計金額	消費税	税込金額
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50					
51					
52					
53					
54					
55					
56					
57					
58					
59					
60					
61					
合計					

付保すべき保険

本事業に関する保険及びその条件は、次の通りとする。

受注者は、下記の保険契約を締結したときは、その保険証券を遅滞なく発注者に提示する。

受注者は、発注者の承諾なく保険契約及び保険金額の変更又は解約をすることができない。

受注者は、業務遂行上における人身、対物及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、これに伴う一切の費用を負担する。

1. 開業準備期間中：第三者賠償責任保険

【提案書様式 7-3 に基づき記載】

保険契約者：

被保険者：

保険内容：

保険期間：

保険金額：

免責金額：

2. 維持管理・運営期間中：第三者賠償責任保険

【提案書様式 7-3 に基づき記載】

保険契約者：

被保険者：

保険内容：

保険期間：

保険金額：

免責金額：

3. その他の保険

前記各保険以外に、提案書において受注者により付保することとされた保険については、原則として受注者提案に定めるところにより付保するものとし、変更する必要があるときは、あらかじめ発注者と協議しなければならない。なお、当該保険を付保したときは、その証券又はこれに代わるものの写しを、直ちに発注者に提出しなければならない。

開業準備業務及び維持管理・運営業務のモニタリング

1. モニタリングの種類と方法

発注者は、開業準備期間中及び維持管理・運営期間中、受注者が要求水準書等に基づいて適切に各業務を遂行していることを確認するため、下記のモニタリングを行う。

受注者は、発注者が実施するモニタリングに対して、最大限に協力する。

(1) 開業準備期間

発注者は、受注者から提出された「開業準備業務報告書」及び「セルフモニタリング実施報告書」の内容を確認するとともに、必要に応じて、本施設内の巡回や責任者へのヒアリング等を行い、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、受注者の業務実施状況を確認する。

(2) 維持管理・運営期間

①定期モニタリング

発注者は、毎月、受注者から提出された「業務報告書等」及び「セルフモニタリング実施報告書」の内容を確認するとともに、必要に応じて、本施設内の巡回や責任者へのヒアリング等を行い、事前の協議により定めたモニタリング項目に従って、受注者の業務実施状況を確認する。

定期モニタリングは、「業務報告書等」及び「セルフモニタリング実施報告書」を受領してから 14 日以内に行い、受注者へ結果を通知する。

②随時モニタリング

発注者は、必要と認めるときは、随時モニタリングとして、本施設内の巡回や責任者へのヒアリング、業務監視、業務現場への立ち入り検査等を実施し、受注者の業務実施状況を確認する。

随時モニタリングは、モニタリングの完了から 14 日以内に、受注者へ結果を通知する。

2. モニタリング結果の分類

(1) 開業準備業務の不履行又は不完全履行

発注者は、モニタリングの結果、開業準備業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達又は提案内容の未実施）があると認められた場合、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

開業準備業務の不履行又は不完全履行とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

＜開業準備業務の不履行又は不完全履行に関する分類＞

例示	分類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 開業準備業務計画書及び開業準備業務報告書の不備 ・ 開業準備業務の不備 	レベル 2
<ul style="list-style-type: none"> ・ 故意による開業準備業務の遅延又は未実施 ・ 開業準備業務の不備に起因する重大な人身事故・犯罪の発生 ・ 発注者の指示に従わない、故意に発注者との連絡を行わない等 	レベル 6

(2) 維持管理業務の不履行又は不完全履行

発注者は、モニタリングの結果、維持管理業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達又は提案内容の未実施）があると判断した場合には、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。

維持管理業務の不履行又は不完全履行とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

＜維持管理業務の不履行又は不完全履行に関する分類＞

例示	分類
<ul style="list-style-type: none"> 各種計画書及び各種報告書の不備 維持管理業務の不備 	レベル 2
<ul style="list-style-type: none"> 維持管理業務の不備により運營業務に重大な影響を及ぼす事態の発生 故意による維持管理業務の未実施、長期にわたる要求水準未達状態の放置 非常時又は災害時における防災設備の非稼働 警備業務の不備に起因して侵入者が起こした重大な人身事故・犯罪の発生 発注者の指示に従わない、故意に発注者との連絡を行わない等 	レベル 6

(3) 運營業務の不履行又は不完全履行

発注者は、モニタリングの結果、運營業務の不履行又は不完全履行（要求水準の未達又は提案内容の未実施）があると認められた場合、受注者に対し、通知及び是正勧告を行う。

運營業務の不履行又は不完全履行とは、以下に示す状態と同等の事態のことをいう。

＜運營業務の不履行又は不完全履行に関する分類＞

分類	内容	例示
レベル 1	是正しなければ、軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供へ支障が生じる可能性は少ないものの、要求水準や提案内容を満たす業務が実施されていない場合 その他、軽度の業務未実施がある場合
レベル 2	是正しなければ、重大な影響を及ぼすことが想定される場合	<ul style="list-style-type: none"> 給食提供へ支障が生じる可能性がある場合 衛生管理が不十分である場合 その他業務未実施がある場合
レベル 3	給食を一部提供できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 配缶間違い等により、一部の献立を児童・生徒が喫食できなかった場合
レベル 4	指定時間内に給食を配送できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 正当な理由がなく、指定時刻までに配送されず、児童・生徒が所定の時刻から給食を喫食できなかった場合
レベル 5	給食を提供できなかった場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒が喫食できなかった場合
レベル 6	重大な問題が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 異物混入、アレルギー事故等により疾病者が発生した場合 業務遂行中の安全不備等により人身事故が発生し、重症者又は死者が発生した場合
レベル 7	非常に重大な問題が発生した場合	<ul style="list-style-type: none"> 食中毒が発生した場合 異物混入、アレルギー事故等により死者が発生した場合

発注者は、不履行又は不完全履行が判明してから7日以内に当該不履行のレベルを判断し、受注者に対し通知及び是正勧告を行う。ただし、不履行又は不完全履行の原因が以下のいずれかの事由に該当する場合は是正勧告を行わない。

- ・ 予め発注者の承諾を得た作業等を行った結果、やむを得ず不履行又は不完全履行となった場合
- ・ 発注者の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行となった場合
- ・ 児童・生徒又は教職員の責めに帰すべき事由により、不履行又は不完全履行となった場合
- ・ 不可抗力又は法令変更によって、やむを得ず不履行又は不完全履行となった場合

- ・第三者の事由によって、やむを得ず不履行又は不完全履行となった場合（ただし、第三者の事由であることの証明は受注者が行う。）

なお、上記以外の事由が発生した場合、当該事由における基準の分類については、発注者が受注者の意見を聴取したうえで決定するものとする。

3. 是正勧告に対する受注者の対応

受注者は、原則として是正勧告を受けた日から3日以内（土日祝日を除く）に、当該不履行又は不完全履行の改善方法及び改善を実行する期日等を記した計画書（以下「改善計画書」という。）を発注者に提出して改善作業に取り掛かり、改善を実行する期日後速やかに、改善計画書に基づく対応状況を発注者に報告する。

改善を実行する期日は、原則として改善計画書の提出日から5日以内とする。ただし、発注者は、改善計画書の提出及び改善を実行する期日を、是正勧告及び改善計画書の内容に応じて早め、又は遅らせることができる。

発注者は、改善を実行する期日後、業務現場への立ち入り検査を実施し、改善結果を確認するとともに、改善がなされていないと判断した場合、受注者に対して再度の是正勧告を行うことができ、その後も同様とする。

（4）責任者及び担当者の変更

発注者は、再度の是正勧告にもかかわらず、業務の不履行又は不完全履行に対する改善が見込めないと判断した場合は、受注者に対し、当該業務の責任者及び担当者の変更を求めることができ、受注者は発注者が規定した期日までに従わなければならない。

委託料の減額

発注者は、受注者に是正勧告を行った場合、以下の通り、減額ポイントを計上する。計上された減額ポイントを加算し、開業準備期間中又は維持管理・運営期間中における四半期毎の減額ポイントが一定値に達した場合には、受注者に支払う委託料の減額を行う。

1. 減額ポイント

別紙 6 に定める開業準備業務及び維持管理・運營業務の不履行又は不完全履行の分類に応じて、下表記載の減額ポイントを適用する。

＜不完全履行の場合における減額ポイント＞

分類	内容	減額ポイント※
レベル 1	是正しなければ、軽微な影響を及ぼすことが想定される場合	1 ポイント
レベル 2	是正しなければ、重大な影響を及ぼすことが想定される場合	2 ポイント

※開業準備期間中または同一四半期において、同一の事象につき 2 回目の是正勧告の場合は、上記減額ポイントの 2 倍、3 回目の是正勧告の場合は、上記減額ポイントの 3 倍を加算し、その後も同様に、是正勧告の回数で乗じた減額ポイントを加算する。

＜提供不全の場合における減額ポイント＞

影響を受けた給食数の割合※	減額ポイント		
	レベル 3 給食を一部提供できなかった場合(一部未提供)	レベル 4 指定時間内に給食を配送できなかった場合(遅配)	レベル 5 給食を提供できなかった場合(未提供)
1%未満(0%含まず)	0.5 ポイント	1 ポイント	2 ポイント
1%以上 5%未満		2 ポイント	4 ポイント
5%以上 10%未満	1 ポイント	3 ポイント	6 ポイント
10%以上 30%未満		4 ポイント	8 ポイント
30%以上	2 ポイント	5 ポイント	10 ポイント

※影響を受けた給食数の割合

= (当該給食提供日における一部未提供、遅配、未提供の給食数の合計数) / (実施給食数)

＜重大な事象の場合における減額ポイント＞

分類	内容	減額ポイント
レベル 6	重大な問題が発生した場合	30 ポイント
レベル 7	非常に重大な問題が発生した場合	40 ポイント

2. 減額ポイントに応じた委託料の減額

発注者は、開業準備期間中又は維持管理・運営期間中における当該四半期の減額ポイントの合計を計算し、下記の計算式及び計算方法に従って、委託料の減額の有無及び金額を決定する。

＜減額金額の計算式＞

減額金額 = 当該四半期の委託料※ × 減額率

※委託料のうち変動料金の算定基礎となる提供食数は、未提供給食数を反映した実際の給食数とする。

減額がある場合には、定期モニタリング結果と合わせて、開業準備期間中又は当該四半期の支払額を受注者に通知する。

開業準備期間中又は維持管理・運営期間中において四半期に加算された減額ポイントは、当該期間における委託料の支払についてのみ適用され、次の期間に持ち越されない。

受注者は、減額について異議がある場合には、減額の通知を受領後、5日以内に発注者に対し書面にて申し立てることができる。

<減額率の計算方法・範囲>

減額ポイント合計	減額率の計算方法	減額率の範囲
5ポイント未満	0%	—
5ポイント以上 10ポイント未満	5ポイントで減額率0.5% 5ポイントから1ポイント増える毎に減額率0.5%増加	0.5%~2.5%
10ポイント以上 30ポイント未満	10ポイントで減額率3% 10ポイントから1ポイント増える毎に減額率1%増加	3%~22%
30ポイント以上 40ポイント未満	30ポイントで減額率23% 30ポイントから1ポイント増える毎に減額率1.5%増加	23%~36.5%
40ポイント以上	40%	40%

3. 減額ポイントの連続発生に伴う支払停止

2四半期連続して、減額ポイント合計が21以上となった場合、下記の措置を講ずる。

- ① 発注者は、委託料の減額措置に加え、連続する2期目の委託料の支払いを停止する。
- ② ①で支払が停止された後、翌四半期以降で初めて四半期の減額ポイント合計が20ポイント以下となった期に、当該四半期分の委託料を支払う。その際、支払いが停止された減額措置後の委託料を加算して支払う。